

---

---

# AMT/NEWSLETTER

## Corporate

---

2026年6月19日

### 会社法改正の最新動向

#### —法制審議会会社法制部会第10回 議事詳細—

弁護士 坂本 佳隆 / 弁護士 佐賀 洋之 / 弁護士 岩切 太輝

#### Contents

---

- I. 第10回会議の概要
  - 1. 議事の概要
  - 2. 部会資料の概要
  - 3. 参考資料の概要
- II. 有価証券報告書の総会前開示の進展を踏まえた規律の見直し
  - 1. 株主総会の開催時期に関連する規律の見直し
  - 2. 事業報告等および有価証券報告書の開示の合理化
- III. 実質株主確認制度
  - 1. 株式会社から実質株主を確認する制度
  - 2. 株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度
- IV. 社債権者集会の書面決議制度の見直し
  - 1. 社債権者集会での多数決による書面決議制度の許容性
  - 2. A案・B案の是非
- V. 次回以降の会議の見通し

## I. 第10回会議の概要

### 1. 議事の概要

2026年1月28日、法制審議会会社法制(株式・株主総会等関係)部会の第10回会議が開催された<sup>1</sup>。

第10回会議の議題は、「企業統治の在り方に関する規律の見直しに関する論点およびその他の論点の検討(二読)」と「会社法制(株式・株主総会等関係)の見直しに関する論点の補充的な検討」である。具体的には、①有価証券報告書の総会前開示の進展を踏まえた規律の見直し(第9回会議の積み残し)、②実質株主確認制度および③社債権者集会の書面

---

<sup>1</sup> [https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001\\_00325.html](https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00325.html)(2026年6月12日最終閲覧)

決議制度の見直しが検討事項として審議された。これらの検討事項は、すでに過去の会議で審議されているが、その議論の結果を踏まえ、第 10 回会議でさらなる検討が行われた。

## 2. 部会資料の概要

第 10 回会議で前提とされた部会資料は「部会資料 9」および「部会資料 10」である。

「部会資料 9」は「企業統治の在り方に関する規律の見直しに関する論点およびその他の論点の検討(二読)」と題して上記1. の①について、「部会資料 10」は「会社法制(株式・株主総会等関係)の見直しに関する論点の補的な検討」と題して上記1. の②と③について、それぞれ論点を問題提起した上で、補足説明を記載している。その内容および委員・幹事から示された意見の概要は、後記 II. ～IV. で紹介する。

## 3. 参考資料の概要

第 10 回会議では、第 9 回会議にて提出された「参考資料 22」が引き続き使用されるとともに、新たに「参考資料 24」、「参考資料 25」および「参考資料 26」が提出された。

「参考資料 22」は、経団連が実施した事業報告等と有価証券報告書の一体開示および一本化に関するアンケート調査の結果概要を報告するものである。

「参考資料 24」は、株式会社から実質株主を確認する制度の基本的な枠組みに関する実務的な論点について、実質株主確認制度整備に向けた実務者検討会で寄せられた意見を整理したものである。

「参考資料 25」は、上記1. の①(有価証券報告書の総会前開示の進展を踏まえた規律の見直し)に関して金融庁企画市場局企業開示課が作成した資料であり、事業報告等および有価証券報告書の開示の合理化についての意見が示されている。

「参考資料 26」は、経済産業省産業組織課が作成した資料であり、上記1. の②と③(実質株主確認制度および社債権者集会の書面決議制度の見直し)に関して、同課の見解が説明されている。

## II. 有価証券報告書の総会前開示の進展を踏まえた規律の見直し

第 5 回会議では、有価証券報告書の総会前開示<sup>2</sup>の進展を踏まえた規律の見直しとして、主に、事業報告等(計算書類および事業報告ならびに連結計算書類をいう。以下同じ。)と有価証券報告書との開示事項の相違点と開示書類の一本化および株主総会と開示の時期が議論されていた(詳細は、第 5 回会議の議事概要・議事詳細を参照<sup>3</sup>)。第 10 回会議では、第 5 回会議での議論を踏まえ、主に、①株主総会の開催時期に関連する規律の見直し、ならびに②事業報告等および有価証券報告書の開示の合理化について議論がなされた。

### 1. 株主総会の開催時期に関連する規律の見直し

第 5 回会議では、有価証券報告書の総会前開示(とりわけ、最も望ましいとされる定時株主総会の 3 週間以上前の有価証券報告書の提出)を実現するには、株主総会の開催時期の後倒しを検討しなければならないとの意見が多数あった。

第 10 回会議においても、有価証券報告書の総会前開示を実現すべきとの意見が多くみられたが(青委員、臼井委員ほ

---

2 有価証券報告書を定時株主総会前に提出することをいう。

3 第 5 回会議

議事概要:[https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1\\_pdf/250925.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/250925.pdf)

議事詳細:[https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1\\_pdf/260129.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/260129.pdf)

か)、株主総会の開催時期を後倒しにする必要性については慎重に検討する必要があるとの意見や(仁分委員、石井委員)、株主総会の開催時期を後倒しにすることには実務上懸念があり<sup>4</sup>、総会后倒しが難しいと判断した企業にとっても早期開示を促していけるような方策を検討する必要があるとの意見もみられた(石井委員)。

また、議論の方向性に関して以下のような指摘もなされた。

- ◆ 現状の、3月末決算企業が6月の最終週に集中して総会を開催するというわが国独自の慣例は見直す方向で検討すべき。株主総会の開催時期の集中は、エンゲージメントも含め議案検討に割ける時間とリソースが限定されてしまったり、タイミングが重なることで総会そのものへの参加が難しくなるといったように、スチュワードシップを発揮する上での明確な弊害になっていると考えられる。基準日を見直すことで総会開催時期の集中の改善を図っていくという方向で検討すべき(臼井委員)。
- ◆ 現在の議論は有価証券報告書を定時株主総会の3週間前に開示するということが目的化されている。本来の趣旨は、株主による株主総会での議決権行使の判断に必要な資料をできるだけ早期に提供するという点にある。そのための情報は、現在有価証券報告書の記載事項とされているもののすべてなのか、それともその一部に過ぎないのか、企業側が事業報告等で議決権行使の判断のために必要な情報として任意開示をかなり進めてきているなかで、本当にそれが足りていないのかという点をまずは議論する必要がある(藤井委員、齊藤委員)。

## (1) 基準日に関連する規律の見直し

第5回会議において、わが国の株主総会の開催時期は、諸外国に比して基準日に関する規制が緩やかであるために、決算日を基準日とする株主総会の開催が可能になっていることが影響していることから、3か月という基準日から権利の行使までの期間の短縮を検討すべきであるとの意見が複数あった。そこで、第10回会議では、基準日に関連する規律を見直し、基準日から権利行使までの期間を3か月から短縮することの是非について議論がなされた。

この点については、有価証券報告書の総会前開示を実現するには基準日から権利行使までの期間を短縮することが最も効果的との意見がみられる一方(久保田委員)、3月末を基準日として6月下旬に株主総会を開催している現状の実務に対する影響が非常に大きいなどの理由から反対する意見も多くみられた(仁分委員、豊田委員ほか)<sup>5</sup>。

また、有価証券報告書の総会前開示の論点を抜きにしても現在の実務には問題があるとして、以下の指摘があった。

- ◆ 総会日において株主である者は、会社経営についてリスクを負っているのだから、議決権がないというのはおかしいし、また逆に、総会日まですでに株式を売却してしまって会社経営についてリスクを負っていない者が株主として総会の意思決定に関与するのもおかしい。この観点から、基準日から権利行使までの期間が3か月とされている現在の日本の実務には問題があり、基準日を総会日にできるだけ近づけることが必要である(田中委員)。

## (2) 考えられる見直しの例

また、第10回会議では、基準日の変更による株主総会の開催時期の後倒しに関する実務上の課題を克服する会社法制の見直しとしてどのようなものが考えられるかについても議論がなされた。「部会資料9」では、総会時期が真夏の時

---

<sup>4</sup> 6月末開催をベースに7月1日付で企業グループ全体の人員配置等を行っている企業も多いこと、仮に7月に総会を実施すると第1期四半期業績の開示業務と重複すること、8月だと夏季休暇と被ること等が懸念として挙げられている(石井委員)。

<sup>5</sup> 仁分委員は、基準日から権利行使までの期間を3か月から短縮することは、「定時株主総会の基準日の変更を事実上強制的に迫るものであり、多くの上場会社の実務に甚大な影響を及ぼすことになる上、定時株主総会における議決権以外の株主権に関する基準日の実務にも多大な影響を生じると考えられるため、強く反対する」との意見を述べている。

期になるという実務上の課題<sup>6</sup>に対する見直しの例として、バーチャルオンリー株主総会<sup>7</sup>の開催を容易にすることや(表 1 の例①)、取締役等の説明責任を免除すること(表 1 の例②)が挙げられ、これらの是非についても議論がなされた。

(表 1)「部会資料 9」で提案された見直しの例

<b>例①: バーチャルオンリー株主総会の定款変更の要件緩和</b>
バーチャルオンリー株主総会の実施要件としての定款の定めについて、定款の定めが必要になった場合であっても、有価証券報告書の総会前開示がされたときには例外的に定款の定めを不要とする。
<b>例②: 取締役等の説明責任の免除</b>
有価証券報告書の総会前開示をすることで、議決権行使の判断のための十分な情報が開示されたと考え、取締役等が説明責任(会社法 314 条)を負わないとする。

しかしながら、例①および例②に全面的に賛成する意見はみられず、例①および例②はいずれも許容性に関する合理的な説明が難しい上、株式会社に対するインセンティブ付与という面でも効果は限定的であることから、このような見直しをするべきでないとの意見が多数みられた(久保田委員、藤井委員ほか)。

また、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 上場会社について事業報告等と有価証券報告書の一本化を可能とすることによって開示書類作成の負担を軽減するとともに会計監査の一元化の実現を可能にすることが、上場会社に株主総会の開催スケジュールの見直しのインセンティブを与えるための最も現実的な対応ではないかと考える。なぜなら、そのように一本化された開示書類を作成する場合において、開示書類の作成の負担も監査の負担も小さくなるということになれば、上場会社の中には、そうした一本化された開示書類を作成して株主総会に提出することにしたいと考えて、それを実現するために株主総会スケジュールの後倒しを行おうとする会社が出てくるのではないかと期待されるからである(久保田委員)。
- ◆ 実務ガイドライン等で総会基準日を会計年度末でなくする場合のモデルプランや、その場合の Q&A を作成するなど実務の対応を促すということも考えられる(豊田委員)。
- ◆ 本来は議決権行使に必要な情報が議決権行使までに出ていないのであるから出してもらうようにするという話であれば、インセンティブを付与するような問題ではなく、必要なのだから出してもらうというだけの問題である。有価証券報告書の総会前開示では相当な実務上の負担も生じるため、それに応じたインセンティブを設定するのであれば、どちらかという負担を軽減するインセンティブを設定すべきであって、ルールを緩和する話ではない(松中幹事)。

## 2. 事業報告等および有価証券報告書の開示の合理化

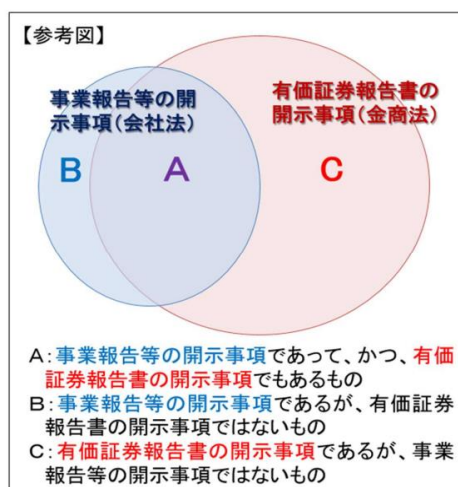
第 5 回会議では、有価証券報告書の総会前開示を前提とせずとも、株式会社の開示実務の効率化・合理化や投資家の利便性の向上といった観点から、開示書類の一本化を進めていくことが望ましいとの意見が多数あった。その方向性としては、会社法の観点から事業報告等の固有の開示事項(図 1 の「B」の部分)をすべて開示不要と整理することは困難であり、会社法の観点から開示すべき議決権行使にとって重要な事項と、金融商品取引法(以下「金商法」という。)の観点から開示すべき投資判断にとって重要な事項は基本的に一致することから、事業報告等および有価証券報告書の開示の合理化をするに当たっては、図 1 の「B」の部分(事業報告等の開示事項)であって有価証券報告書の開示事項でもあるもの(図 1 の「A」の部分)に含める方向で検討することが望ましいという趣旨の意見が多数みられた。

<sup>6</sup> 第 5 回会議に提出された参考資料 15 では、基準日の変更による実務上の課題として、3 月決算企業の場合、基準日を 1~2 か月後倒しすると、株主総会の開催が真夏となり、熱中症のリスクが高まることが挙げられていた。

<sup>7</sup> 場所の定めのない株主総会をいう。

第 10 回会議では、第 5 回会議での議論を踏まえ、上場会社が電子提供措置開始日までに事業報告等の開示事項をすべて記載した有価証券報告書を提出した場合には、事業報告等を作成しなくてもよいものとするのは是非、開示書類の一本化をする場合の会社法の規定の適用関係、会計監査の一元化について意見交換がなされた。

(図 1) 事業報告等と有価証券報告書の開示事項の相違点



出典:「部会資料 9」14 頁

## (1) 事業報告等と有価証券報告書の一本化について

事業報告等と有価証券報告書の一本化には賛成する意見が多数みられた(石井委員、豊田委員ほか)。また、記載内容を一本化した書類を目指す方向性は投資家の利便性向上にも資するとの指摘も複数なされた(石井委員、青委員)。加えて、会社法および金商法の開示に係る会社の作業負担軽減のためには、有価証券報告書と事業報告等を一本化するだけでなく、有価証券報告書と事業報告等の開示事項の共通化を徹底することが重要であり、事業報告等固有の部分が開示事項として必要であるか精査し、必要であれば有価証券報告書の開示事項に追加すべきであるとの意見が複数あった(仁分委員、久保田委員)。

また、一本化に際しての留意事項として、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 事業報告については各社で株主に分かりやすくするような工夫がさまざまされているところ、一本化により開示府令の様式の記載に基づき作成していくことになると、現在分かりやすく各社で工夫している事業報告が株主にとって分かりにくいものに変化してしまうのではないかと懸念されるため、現在の事業報告に関する各社の自由な工夫を引き継げるような形での一本化が行われる方策を探るべき(豊田委員)。
- ◆ 事業報告の内容は非上場会社における株主、関係者にとって重要な情報源であり、事業報告において、サステナビリティ情報等の非財務情報の開示が整備されないままであることが気になる。会社法の事業報告が、それ自体として一応十分な内容を備えた完結した情報源となっているのかという観点も置き去りにしないでいただきたい(齊藤委員)。

## (2) 一本化をする場合の会社法の規定の適用関係について

「部会資料 9」では、事業報告等と有価証券報告書の一本化を行う場合、事業報告等に関する会社法の規定を有価証券報告書のうちの事業報告等の開示事項に相当する部分について適用することを想定しているとされた。

この点について、第 10 回会議では、事業報告等に関する規律を基本としたものに会社法の規定を一元化することについて、法務省と金融庁で共同して引き続き検討を進めるべきとの意見や(仁分委員)、これまで会社法、金商法各プロセ

スで行われていた監査手続の合理化や双方のコミュニケーション工数の削減も期待できるので検討を進めるべきとの意見がみられた(石井委員)。

また、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 一本化された開示書類については、監査役等による監査の在り方も問題となる。一本化された開示書類のうち外部監査や外部保証のある部分については、監査役等は外部監査、外部保証の相当性について判断すればよく、自ら監査する必要があるのはそれ以外の部分に限ることとするといった対応が考えられる。また、一本化された開示書類については、その全体を取締役会の承認の対象にすべきと考える。会社法 429 条 2 項に基づく役員等の責任の対象となる開示書類をどうするかという問題については、会社法に特別規定を設けて責任の対象を現行法と同様の範囲に限定するという対応が考えられる(久保田委員)。

### (3) 会計監査の一元化について

会計監査人が金商法に基づく監査を行った場合には、会社法に基づく会計監査人の監査をしなくてもよいものとする、という会計監査の一元化を促進する会社法の見直しについてどのように考えるかについても議論された。

この点について、第 10 回会議では、会計監査人が金商法に基づく監査を行った場合における会計監査の一元化を支持する意見が多数あり(仁分委員、臼井委員ほか)、これに反対する意見は特段みられなかった。

また、金融庁(企画市場局企業開示課)の担当者からは、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 現行法では金商法監査を会社法上の会計監査人が行うことは求められておらず、会計監査の一元化に当たりこの点が障害となるのであれば、一本化の要件として、金商法監査を会計監査人が行ったことを会社法上規定することが考えられる(小長谷幹事)。
- ◆ 会計監査の一元化を、事業報告等と有価証券報告書の一本化に併せて導入し、事業報告等に関する会社法の規定のうち会計監査人の監査に関する部分について一本化書類としての有価証券報告書に適用しないこととすることで、一本化と一体開示とは法的概念の整理にとどまる(現行法下でも可能な一体開示と会社の作成する書類が実質的に変わらず、開示の合理化・効率化に資さない)のではとの指摘を克服できる(小長谷幹事)。

## III. 実質株主確認制度

実質株主確認制度については、第 3 回会議および第 4 回会議では、制度の趣旨、制度の基本的な枠組みが主な検討事項とされ(詳細は、第 3 回会議と第 4 回会議の各議事概要・議事詳細を参照<sup>8・9</sup>)、第 7 回会議では、株式会社から実質株主を確認する制度と実質株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度とを併せて創設する方向で具体的規律が提案され、当該規律を設けることの是非が主な検討事項とされた(詳細は、第 7 回会議の議事概要・議事詳細を参照<sup>10</sup>)。

---

#### 8 第 3 回会議

議事概要:[https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1\\_pdf/250717003.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/250717003.pdf)

議事詳細:[https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1\\_pdf/251022.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/251022.pdf)

#### 9 第 4 回会議

議事概要:[https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1\\_pdf/250827002.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/250827002.pdf)

議事詳細:[https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1\\_pdf/251212.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/251212.pdf)

#### 10 第 7 回会議

議事概要:[https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1\\_pdf/251217.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/251217.pdf)

議事詳細:[https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1\\_pdf/260403.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/260403.pdf)

## 1. 株式会社から実質株主を確認する制度

第 10 回会議では、第 7 回会議での議論を踏まえ、株式会社から実質株主を確認する制度に関し、制度の趣旨および制度の実効性を確保するための規律について議論がなされた。また、「部会資料 10」では、表 2 記載の規律 I および II が提案され、これらの規律についての議論もなされた。

(表 2)「部会資料 10」で提案された株式会社から実質株主を確認する制度に関する規律の概要

<b>規律 I</b>
名義株主が、株式会社から実質株主を確認する制度に基づき上場会社に情報が提供された指図権者を代理人として議決権を行使することを禁止する旨の定款の定めは、その効力を有しない。
<b>規律 II</b>
株式会社から実質株主を確認する制度に基づく情報の提供または通知に要する費用は、その請求をした上場会社の負担とする。

### (1) 制度の趣旨および制度の実効性を確保するための規律

「部会資料 10」では、株式会社から実質株主を確認する制度の趣旨を株式会社と株主との間の建設的な対話の促進に求め、制度の実効性を確保するための規律は過料とするとされている。第 10 回会議では、これに賛成する意見が多くみられた(藤田委員、白井委員、久保田委員ほか)。一方、制度の実効性を確保するための規律として過料では不十分であるため、支配に関する重要な情報の把握ということも制度の趣旨に含め、違反者の議決権を停止する制裁を設ける必要があるとの意見も複数みられた(鮫島幹事、仁分委員ほか)<sup>11</sup>。

第 10 回会議での議論を踏まえ、第 11 回会議で提出される予定の中間試案のたたき台には、違反者の議決権を停止する制裁についても記載し、改めて意見交換を行うこととされた。

### (2) 規律 I 創設の要否

第 10 回会議では、規律 I の創設を支持する意見が多数あった(久保田委員、松中幹事ほか)。一方で、このような規律を設ける必要性はないなどの反対の意見も複数あった(鮫島幹事、仁分委員ほか)。また、名義株主が代理人とすることができる指図権者は、この制度を通じて仲介機関から情報が提供された者に限定されるべきではないとの指摘も多数あった(北村委員、白井委員ほか)。

加えて、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 名義株主である仲介機関の背後に複数の指図権者が存在することも想定されることを踏まえ、投資信託および投資法人に関する法律 10 条 2 項と同様に、会社法 310 条 5 項の代理人の数の制限の適用を除外することも考えられる(北村委員)。

### (3) 規律 II 創設の要否

第 10 回会議では、規律 II の創設を支持する意見が多数であったが(白井委員、田中委員)、基本的には会社に費用負担させるべきであるものの、費用の全部を会社が負担すべきかについては悩ましく、実務上想定されるフレームワーク

<sup>11</sup> 議決権の停止という重い制裁を課すことを正当化するには、株式会社と株主との間の建設的な対話の促進という制度趣旨では不十分であり、支配に関する重要な情報の把握も制度趣旨に加える必要があると考えられている。

を踏まえながら決めていく必要があるとの意見や(青委員)、受益者負担として実際に恩恵を受ける者が負担すべきとの意見もみられた(内田委員)<sup>12</sup>。

また、制度を利用する会社に費用を負担させる場合であっても、諸外国においては一部の仲介機関が高額な費用を請求している状況があること等を踏まえ、その費用の上限を定めるべきとの意見もみられた(久保田委員、藤田委員)。これについては、費用負担の上限を定めている例は会社法にはなく、不合理に高額である場合に個別に対応すべきで、会社法に上限を定めるといことは技術的にも実際的にも難しいとの指摘がなされている(北村委員)。

## 2. 株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度

「部会資料 10」では、第 7 回会議を踏まえ、実質株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度について、表 3 記載の規律Ⅲが提案された<sup>13</sup>。そして、第 10 回会議では、規律Ⅲに関し、通知義務の範囲および建付け(規律Ⅲ(1)(2))、違反者に対する事前通知の意義(規律Ⅲ(3))ならびに株主総会決議の取消しの可能性について主に議論がなされた。

(表 3)「部会資料 10」で提案された株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度に関する規律の概要

規律Ⅲ
(1) 金商法上の規定により大量保有報告書または変更報告書(以下「大量保有・変更報告書」という。)を提出しなければならない者(上場会社が発行する株券等の保有者に限定)は、その提出期限までに、当該大量保有・変更報告書を、その株券等を発行する上場会社およびその株主に提出しなければならない。
(2) (1)の規定による大量保有・変更報告書の提出は、金商法の規定による内閣総理大臣への提出をもってこれに代えることができる。
(3) (1)の規定に違反して大量保有・変更報告書を提出しない者または重要な事項につき虚偽もしくは欠落のある大量保有・変更報告書を提出した者(以下「違反者」という。)がある場合において、その違反に係る株券等を発行する上場会社が違反者に対して議決権を有しない旨の通知をした時から一定期間[たとえば、3 週間]を経過したときは、違反者が保有する当該上場会社の株式(当該通知後に違反者が保有するに至ったものを含む。)は、違反者が保有する間、議決権を有しない。ただし、その違反に係る大量保有・変更報告書が追完された日から一定期間[たとえば、1 年]が経過した後は、この限りでない <sup>14</sup> 。

### (1) 通知義務の範囲および建付け(規律Ⅲ(1)(2))

第 10 回会議では、規律Ⅲ(1)(2)について賛成する意見があった(久保田委員)。一方、通知義務の範囲については、現

<sup>12</sup> 内田委員は、「例えば、一部では投資家の方から問合せすることもあるかと聞いていますので、その場合は投資家の方が負担するよなことになるかと思えます。」と述べている。

<sup>13</sup> 「部会資料 10」では、規律Ⅲの通知義務の趣旨は、一定数以上の議決権の行使について実質的な決定権限を有する者の存否およびその素性は、株主総会において株主が重要な意思決定を公正に行うために重要な情報であるため、これを株式会社および他の株主に開示させる必要がある点にあるとすることが考えられるとされた。また、違反者の議決権を停止する趣旨は、①通知義務に違反した者は、そのような重要な情報を把握した上で株主総会における意思決定を行うという株式会社および他の株主の利益を害しているため、その制裁として、株主総会においてその者が権利を行使することを認めないことが相当であり、また、②違反者は、違反者以外の株主がそのような重要な情報を知らずに株主総会において意思決定を行う状況を奇貨として不意打ちでその議決権を行使して株主総会の意思決定を歪めるおそれがあるため、そのような議決権行使を排除することによって、株主総会の決議の公正性が担保されることが期待される点にあると整理することが考えられるとされた。

<sup>14</sup> 「部会資料 10」では、規律Ⅲ(3)に関し、株主総会前に議決権が停止されなかった場合であっても、違反者がその議決権を行使したことを理由として事後的に株主総会の決議を取り消すことを許容することの是非、許容する場合における取消事由の範囲も検討事項とされた。

行の大量保有報告制度の対象である議決権保有割合が 5%超の場合のみならず、議決権保有割合が 3%以上や 1%以上の場合であっても支配権争いの場面において影響力を有することが想定されるため、中間試案では通知義務の範囲を議決権保有割合の 3%以上または 1%以上とする案も含めて意見を募集すべきとの意見や(仁分委員)、大量保有者の名称や所在地の変更等の議決権の行使を通じた株式会社に対する影響力とは関係のない変更事由に基づく変更報告書の不提出については、議決権の停止の対象とするべきではないとの意見がみられた(白井幹事)。

また、規律Ⅲ(1)について、会社と株主に提出するという規定だと、具体的な手続の設計が難しい可能性があるため、提出先は会社にした上で、会社が株主の閲覧に供するという制度でもよいのではないかと意見もみられた(行岡幹事)。

加えて、提出方法について以下の指摘もなされた。

- ◆ 部会資料の案では EDINET 以外の方法により提出することもあり得ると読めるが、あえてそのような方法を認める必要もないのではないかと。提出方法についても EDINET 経由の方式を求めるといったことを明確にすることも考えられる(青委員)。

## (2) 違反者に対する事前通知の意義(規律Ⅲ(3))

「部会資料 10」では、規律Ⅲ(3)の通知の事前通知の趣旨として、①被疑違反者に争う機会を与えることと、②違反者による議決権の行使を拒否するかどうかの判断権を株式会社の取締役らに与えること<sup>15</sup>の 2 つが考えられ、これらは両立し得る旨が記載されている。これについては、①と②の趣旨のそれぞれを支持する意見が複数あった(久保田委員、仁分委員)一方で、いずれかの趣旨に限定すべきとの意見は特段みられなかった。また、大量保有報告書の義務を会社法の義務違反と構成して、その違反について議決権を有しないものとする方向性には賛成するとの意見がみられた(豊田委員)一方、あらゆる義務違反の場合に当然に議決権を停止させることでよいのかという点に疑問を呈する意見もみられた(加藤幹事、白井幹事ほか)<sup>16</sup>。

加えて、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 他の株主に事前通知権限を与えるか否かという点については、議決権を停止する必要がないと会社が判断した場合にまで他の株主の判断で議決権を停止させるべきではないこと、他の株主に事前通知権限を与えると株主総会の安定的な運営に支障を来すおそれがあることから、他の株主に事前通知権限を与えることは避けた方がよい(久保田委員、仁分委員)。
- ◆ 議決権の停止の効力を解除するための要件となる「追完」の意義については、その違反の後にさらに当該株券等に係る大量保有変更報告書の提出事由が生じた場合において、議決権の停止の理由となった当初の違反自体に関する大量保有・変更報告書と、大量保有変更報告書の提出事由のうち最新のものに基づく大量保有・変更報告書のいずれを提出することが必要となるかを整理するべきである(豊田委員)。

## (3) 株主総会の決議の取消しの可能性

第 10 回会議では、株主総会の前に議決権が停止されなかった場合であっても、違反者がその議決権を行使したことを理由として事後的に株主総会の決議を取り消すことについても議論がなされた。

<sup>15</sup> ②の趣旨に関連し、株式会社の取締役らは、議決権停止通知を行うかどうかを株主の共同の利益のために判断しなければならないと考えられるところ、恣意的な判断を防止するために、この判断は取締役会決議事項とするべきであるとの意見があった(白井委員)。

<sup>16</sup> たとえば 10 年前の違反に基づいて議決権を停止する必要性は認められないとの意見(矢野幹事)や、金商法上の特例報告が適用できる場合については、たとえば故意または重大な過失により通知義務を怠った場合を除くなどのように、議決権を制限することについて抑制的に考えるべきであるとの意見があった(青委員)。

議決権停止通知がされなければ、この制度における通知義務は株主総会の招集手続に関係しないので、取消事由とはならないとの意見があった(北村委員)一方で、制度の実効性を確保する観点等から、一定の場合には取消しを認めるべきであるとの意見が多数あった(久保田委員、松中幹事ほか)。

取消事由については、故意または重大な過失による通知義務の違反を対象とする新たな取消事由を設けるべきであるとの意見もみられたが(齊藤委員)、会社法 831 条 1 項 1 号の著しく不公正な決議方法に該当するかどうかを個別に判断することとして解釈に委ねるべきであるとの意見が多数みられた(久保田委員、田中委員ほか)<sup>17</sup>。

## IV. 社債権者集会の書面決議制度の見直し

第 8 回会議では、株主総会の書面決議制度の見直しに関連して、社債権者集会の書面決議制度の見直しについても議論が及び、株主総会以上に積極的に多数決による書面決議の制度を導入するべきであるとの意見が複数あった<sup>18</sup>(詳細は、第 8 回会議の議事概要・議事詳細を参照<sup>19</sup>)。

「部会資料 10」では、第 8 回会議を踏まえ、社債権者集会を開催せずとも多数決によって社債権者集会の決議があったものとみなす制度として、大別して①現に議決権を行使した議決権者(社債権者集会において議決権を行使することができる社債権者をいう。)の議決権の総額を分母とする書面決議制度(A 案)と、②全議決権者の議決権の総額を分母とする多数決による書面決議制度(B 案)の規律が、両案の個別の要件の比較とともに提案された(提案された A 案および B 案の内容は表 4 のとおりである。両案の比較は表 5 を参照されたい。)

第 10 回会議では、社債権者集会での多数決による書面決議制度の許容性および A 案・B 案の是非が主に議論された。

(表 4)債権者集会の書面決議に関する規律案

	【A 案】	【B 案】
内容	(1) 社債発行会社、社債管理者、社債管理補助者または社債権者(以下「提案者」という。)が社債権者集会の目的である事項についての提案(社債管理補助者にあつては、会社法 714 条の 7 において準用する会社法 711 条 1 項の社債権者集会の同意をすることについての提案)を、知れている社債権者(議決権者 <sup>20</sup> に限る。)、社債発行会社および社債管理者(社債管理補助者がある場合にあつては、社債管理者または社債管理補助者)に対して書面により通知した場合において、提案者が定める日(提案者が当該通知を発した日から 2 週間を	(1) 提案者が社債権者集会の目的である事項についての提案(社債管理補助者にあつては、会社法 714 条の 7 において準用する会社法 711 条 1 項の社債権者集会の同意をすることについての提案)を、知れている社債権者(議決権者に限る。)、社債発行会社および社債管理者(社債管理補助者がある場合にあつては、社債管理者または社債管理補助者)に対して書面により通知した場合において、提案者が定める日(以下【B 案】において「同意期限」という。)までに、当該提案につき、次のアまたはイに掲げる事項の区分に応じ、当該アまたはイに

<sup>17</sup> 田中委員は、「例えば、会社の支配をもくろむ者が、意図的に、複数の名義に分散して多くの株式を取得して、そして株主総会で抜き打ち的に議決権を行使して株主提案を成立させたような場合には、会社において本来するはずであった議決権を有しない旨の通知をする機会を奪ったということから、決議の方法が著しく不公正であると評価して、決議取消事由を認めるという解釈がとれるのではないかと述べている。

<sup>18</sup> 第 10 回会議でも、社債市場の活性化を実現する上では、可及的速やかに、迅速に社債権者の意思決定を行うための環境整備に向けた制度の見直しが重要であるとの意見がみられた(鮫島幹事)。

<sup>19</sup> 第 8 回会議

議事概要：[https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1\\_pdf/260120.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/260120.pdf)

議事詳細：[https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1\\_pdf/260602.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/260602.pdf)

	【A案】	【B案】
	<p>経過した日以後の日に限る。以下【A案】において「同意期限」という。)までに、当該提案につき、次のアまたはイに掲げる事項の区分に応じ、当該アまたはイに定める者の同意があったときは、同意期限を経過した時に当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなす。</p> <p>ア 会社法 724 条 2 項各号に掲げる事項 議決権者の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ、書面(提案者が社債権者が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、書面または電磁的方法。イにおいて同じ。)によって議決権を行使した議決権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有する者</p> <p>イ アに規定する事項以外の事項 書面によって議決権を行使した議決権者の議決権の総額の 2 分の 1 を超える議決権を有する者</p> <p>(2) 社債発行会社が無記名式の社債券を発行している場合において、(1)に規定する提案をするには、提案者は、同意期限の3週間前までに(1)に規定する提案を公告しなければならない。</p> <p>(3) (2)の規定による公告は、社債発行会社における公告の方法によりしなければならない。ただし、提案者が社債発行会社以外の場合において、その方法が電子公告であるときは、その公告は、官報に掲載する方法でなければならない。</p> <p>(4) 提案者は、(1)の通知に際しては、知っている社債権者(議決権者に限る。)に対し、社債権者集会参考書類および議決権行使書面を交付しなければならない。</p> <p>(5) 募集事項(会社法 676 条各号に掲げる事項をいう。以下同じ。)に、「提案者が(1)に規定する提案をしないこととするときは、その旨」を加える。</p>	<p>定める者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、同意期限を経過した時に当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなす。</p> <p>ア 会社法 724 条 2 項各号に掲げる事項 議決権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有する者</p> <p>イ アに規定する事項以外の事項 議決権者の議決権の総額の 2 分の 1 を超える議決権を有する者</p> <p>(2) 社債発行会社が無記名式の社債券を発行している場合において、(1)に規定する提案をするには、提案者は、同意期限の前までに(1)に規定する提案を公告しなければならない。</p> <p>(3) (2)の規定による公告は、社債発行会社における公告の方法によりなければならない。ただし、提案者が社債発行会社以外の場合において、その方法が電子公告であるときは、その公告は、官報に掲載する方法でなければならない。</p> <p>(4) 提案者は、(1)の通知に際しては、知っている社債権者(議決権者に限る。)に対し、社債権者集会参考書類および議決権行使書面を交付しなければならない。</p> <p>(5) 募集事項に、「提案者が(1)に規定する提案をしないこととするときは、その旨」を加える。</p>
概要	現に議決権を行使した議決権者の議決権の総額を分母とする多数決による書面決議制度	全議決権者の議決権の総額を分母とする多数決による書面決議制度

## 1. 社債権者集会での多数決による書面決議制度の許容性

社債権者集会の決議事項は金銭債権である社債の帰趨に関する事項であり、集会の場で理念や価値観も含めて議論

を尽くすべきものではないところ、わざわざ会議体を開催して議論する必要性は低いので、社債権者集会は株主総会とは性質が異なり、多数決による書面決議制度を導入することに支障はなく、許容性もあるとの意見が多数みられた(鮫島幹事、松中幹事ほか)。

## 2. A案・B案の是非

第10回会議では、A案とB案の双方の導入を支持する意見が多数みられた(松中幹事、行岡幹事)。一方で、両建ては複雑になるので、B案を基軸として、より機動的な制度設計を目指し、バーチャル化との関係も含めて検討すべきとの意見や(矢野幹事)、いずれかの案のみを支持する意見もみられた(矢野幹事、臼井委員)。

また、提案者を社債権者集会の招集権者と合わせるべきとの意見や(矢野幹事)、書面決議案への同意期間については最長期間を法定することを検討すべきとの意見もみられた(久保田委員)。

(表5)【A案】および【B案】の比較

	【A案】	【B案】
提案の通知および社債権者集会参考書類の交付	必要	同左
議決権行使書面の交付	必要	不要
同意期限	提案の通知の2週間後以降	任意の時期(提案の通知後)
必要な公告の時期	同意期限の3週間前まで	任意の時期(同意期限の前)
決議要件	書面または電磁的方法によって議決権を行使した議決権者の議決権の総額を分母とする多数決による。	全議決権者の議決権の総額を分母とする多数決による。
募集事項の定め	書面決議制度をオプトアウトする場合には必要	同左
裁判所の認可	必要	同左
制度趣旨	意思決定に当たって集会を行う手間を回避する。	意思決定に当たって集会を行う手間を回避するとともに、迅速な意思決定を可能とする。

出典:「部会資料10」16頁

## V. 次回以降の会議の見通し

第11回会議<sup>21</sup>は2026年2月25日に開催された。同会議では、中間試案のたたき台が示され、過去10回にわたる会議における審議内容を踏まえた論点と今後の方向性が整理された上、審議が行われた。

当該会議の議事詳細も追って配信する予定である。

以上

<sup>21</sup> 第11回会議

中間試案のたたき台の概要①:[https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1\\_pdf/260420001.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/260420001.pdf)

中間試案のたたき台の概要②:[https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1\\_pdf/260420002.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/260420002.pdf)

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 坂本 佳隆 ([yoshitaka.sakamoto@amt-law.com](mailto:yoshitaka.sakamoto@amt-law.com))  
弁護士 佐賀 洋之 ([hiroyuki.saga@amt-law.com](mailto:hiroyuki.saga@amt-law.com))  
弁護士 岩切 太輝 ([taiki.iwakiri@amt-law.com](mailto:taiki.iwakiri@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

本記事(または本記事の一部)は商事法務 CODE にも掲載しています。